

# 群会議の話題

第358号

2014年3月7日発行  
大田区西蒲田6-17-4  
東京土建大田支部  
TEL 3731-5527  
FAX 3735-1537  
HP: http://doken-ota.jp  
E-Mail: info@doken-ota.jp  
©大田支部組織人員  
3月1日現在4,798人

今月のテーマ

## 分会総会を成功させよう

### 群の活性化を話し合って

今年度最後の群会議となりました。仕事に組合活動に1年間本当にお疲れさまでした。今月末には全分会が分会総会を開催します。組合に対する意見や要望など普段なかなか言えないことを、総会の場で積極的に発言しましょう。

分会総会では今年度取り組んできた活動を総括し、次年度方針の決定、分会財政の決算確認と予算承認、新年度役員を選出などをとおこないます。各群から多くの仲間を集めた活発な総会にしてください。

この時期、皆さんが強く意識するのは分会・群の新体制のことではないでしょうか。

次の群役員のなり手がなかなか見つからないというのは、多くの群が抱えている大きな課題です。そこで私たちは2年前に施行した分会再編成をきっかけに、群の再編成についても次年度から進めていくことを前回大会で確認しました。

後継世代を育てること、また役員候補者を掘り起こすことをめざして、すでにいくつかの分会で今年度中に群の再編成に乗り出

し、新年度から実施することとしています。

確かに長期役員を経験した人に組合活動を任せておけば安心です。しかしその長期役員が万一活動ができなくなれば、その群は機能を失い、所属する皆さんも問題をかかえることとなります。

組合役員は町会役員のように誰もが責任を持つて出来るようになることが理想です。

群役員も多くの組合員が役割分担することで業務負担が軽減されるようになります。

分会役員になると組合活動に顔を出すことも増え、活動のながれ、組合諸制度のメリットなどを知る機会が増えます。もちろん大変な事もあるかと思いますが、仕事にプラスになることも多々あるでしょう。

分会総会を契機に、群会議の会場を個人宅から公共施設などに替えるなどして、誰もが組合活動をできる環境を作って、「誰かがやる」のではなく、「自分もやる」という意識にみんなが少しずつ変わっていけば、協力する仲間をさらに増やすことができるかもしれません。

## どけんカレンダー

(2014年3月9日~3月19日)

日	月	火	水	木	金	土
9	10	11	12	13	14	15
3月						
16	17	18 法律相談	19	20	21	22
23	24 駅頭宣伝行動	25	26	27 新加入者説明会	28	29
30	31	1	2 常任執行委員会	3 執行委員会	4 設計士の会	5
6	7	8 新常任執行委員会	9 新執行委員会	10	11	12
13	14	15 第59回支部定期大会兼支部・分会役員学習会	16 法律相談	17	18	19

### ◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)  
日時 3月18日(火)午後2時  
受付 支部会館2階

日時 4月9日(水)午前10時  
受付 支部会館2階

★新加入者説明会  
(保険証の交付)  
日時 3月27日(木)午後7時~  
会場 支部会館にて

★組合員対象「建築相談会」  
日にち 4月4日(水)  
会場 支部会館6階  
時間 午後6時~

★第59回支部定期大会兼  
学習会  
日にち 4月6日(日)  
~7日(月)  
集合 JR蒲田駅東口  
三井住友銀行まえ  
6日(日)午前7時45分  
会場 ホテルおかだ 箱根湯本

白抜きの日は業務休止

# 新年度・保険証の交付について

## 自分が所属する分会の群役員に確認を

### ◆保険証受け取りの流れ

分会ごとに受け渡しの日にちが違いますので、確認しましょう

①今月の群会議で4月分までの組合費、国保料を納める

②支部集約日に分会ごとの納入状況を確認し、支部から分会会計に保険証を一括交付

③分会から各群の役員に交付

(交付方法は分会ごとに違います)

④各群の役員を通じて受け取る(交付方法は群ごとに違います)

①から④が通常の流れとなります。

### ◆通常以外の受け取り

①4月分までの組合費、国保料の納入が「群会議」に間に合わなかった場合(保険証は支部保管)

所属の群会計に連絡を入れ、4

## 自転車保険の新規受付

どけん共済の自転車保険は、今年から自転車による事故、日常の賠償事故以外に、自転車以外の交通事故も補償対象としてグレードアップしました。

### ①新規

[申込] 以下をご用意し、支部で手続き願います

- ・掛金・年間(新保険料)4500円
- ・口座振替の金融機関、口座番号
- ・金融機関の届出印

[締切] 5月16日(金)

[保険期間] 7月1日から1年間

### ②更新・変更・解約

[更新] 自動継続となり、手続きは不要です

[変更] 口座振替先の変更は、口座番号と届出印をお持ちください。住所変更は手続き不要。

[解約] 印鑑をご用意し、支部で手続き願います

[締切] 4月21日(月)

## ◎国民年金に強制徴収の動き

厚生労働省は、所得400万円以上で、国民年金の保険料を13ヶ月以上滞納している人を対象に、保険料の強制徴収を実施しています。

その内容は、今までに行なわれた電話や戸別訪問で納付の催促に応じない(何も対応していない)対象者に、督促状を送り納付時効を停止させ、その後さらに納付に応じない場合は、銀行口座などの財産調査をした上で、資産差し押さえを行なうなど強制徴収まで踏み切っています。

一方、保険料を払う余裕がないなどの相談に対しては、納付の猶予や方法について年金事務所が対応していますので、早い段階での相談(意思表示)が肝心です。

特に、納付猶予が認められればその期間については年金受給額には反映されませんが、年金の受給期間には算入されます。さらに将来経済状況が好転し、納付可能となった段階(10年以内)で保険料の追加納付をすれば、年金額を増額させることができます。

年金記録問題の対応が一区切りを迎えたことから、対応要員の増員をして取り組み強化がはかられる模様です。

厚生労働省は、所得400万円以上で、国民年金の保険料を13ヶ月以上滞納している人を対象に、保険料の強制徴収を実施

## 組合費・国保料の変更案内

### ◎組合費が変わる時

一般に組合費は、年度変わりの時期に改定されますが、それ以外での金額変更も生じる場合がありますのでご注意ください。

- ①20歳の誕生日翌月から3100円→5100円に
- ②25歳の誕生日翌月から5100円→5700円に

以上の場合は、組合費の年齢区分が変わることに伴い、随時変更となります。なお、30歳への変更は、年度に1回(6月分から)の変更となります。

### ◎国保料が変わる時

組合費と同様に、通常は年度変わりの時期や、諸手続き(扶養者の増減等)にともない金額が変わりますが、随時変更する場合がありますのでご注意ください。

- ③40歳の誕生日の分から介護保険料2400円が発生
- ④65歳の誕生日の分から介護保険料2400円が削減
- ⑤75歳の誕生日の分から「後期高齢者医療制度」に移行となるため、国保料の請求がなくなります

※③、④、⑤とも土建国保加入者の組合員本人、扶養家族が対象となります。